

# 2019年 メキシコの 会計・監査・税務ガイド

EY Japan

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)

The EY logo is positioned in the bottom right corner of the page. It consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. A yellow diagonal line is positioned behind the 'Y'.

Building a better  
working world



## 2019年メキシコの会計・監査・税務ガイド

### 目次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに                            | 3  |
| メキシコの会計・監査制度                    | 4  |
| メキシコの税制                         | 10 |
| 法人税                             | 11 |
| 付加価値税（VAT）                      | 12 |
| EY Japan ジャパン・ビジネス・サービス（JBS）の概要 | 13 |

## はじめに

メキシコは世界有数の市場である北米と経済成長の期待される南米の両方に近接する地理的優位性を持つ国です。すでに自動車産業を中心に多くの日系企業が進出していますが、最近では北米自由貿易協定（NAFTA）に代わる新協定USMCAが米国・カナダ・メキシコ3国の首脳により署名されました。従来IMMEXと呼ばれる輸出促進を目的とした原材料・部品などの一時輸入を認める制度など、さまざまな投資インセンティブ制度が設けられており、今後も政府が積極的な支援をしていく見込みとのことで、輸出拠点としての魅力はますます高まっていくとみられています。

メキシコの会計制度は、メキシコ会計基準（Norma de Informacion Financiera：NIF）に基づいていますが、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）へのコンバージェンスがなされており一部を除きIFRSと差異は無いものとされています。外部会計監査人による会計監査については、上場企業および政府・金融機関関連企業は、外部会計監査人の設置義務がありますが、その他の企業は必須ではありません。一方、税制に関しては、電子化が進んでおり、CFDIと呼ばれる電子インボイスを全ての企業に義務付けていたり、従業員へ給与を支払う際に発行する給与明細も電子化の上、税務当局への提出が求められるなど、多岐にわたっています。さらには、電子会計情報提出制度が2015年1月より導入され、企業は月次試算表などのデータを所定の期限内に税務当局へ提出する必要があります。なお、税務当局が公表した勘定科目の一覧表は適用税率までを区分けする内容となっており千数百項目に分類され、企業はそれぞれ関連するものだけを抜き出して勘定科目マッピング表を作成する必要があるなど、IT化を含めた対応が求められます。

MANCERA S.C. (EY Mexico)  
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)




小金澤 淳一  
シニアマネージャー  
公認会計士（日本）

MANCERA S.C. (EY Mexico)  
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)



林 憲太郎  
シニアマネージャー  
公認会計士（日本）



メキシコの  
会計・  
監査制度

# メキシコの会計・監査制度（概略）

| 項目                             | メキシコ   |
|--------------------------------|--|
| 非上場企業（日本企業の子会社）<br>IFRS 適用の可否* | 否  |
| IFRSと現地会計基準の<br>主な差異           | 小<br>現地会計基準（Norma de Informacion Financiera: NIF）はIFRSと同等  |
| 決算期の変更                         | 不可   |
| 決算期末の選定<br>（暦年以外の採用可否）         | 不可   |
| 会社法で作成が<br>求められる財務諸表           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 財政状態計算書（貸借対照表）</li> <li>▶ 包括利益計算書（損益計算書）</li> <li>▶ キャッシュ・フロー計算書</li> <li>▶ 株主持分変動計算書</li> <li>▶ 財務諸表の注記</li> </ul> |
| 提出する財務諸表                       | 一定の条件を満たす企業は税務当局の指定する形式で財務情報（財務諸表およびその他の情報）を税務当局へ提出  |
| 会計帳簿の保存期間                      | 原則5年間  |
| 機能通貨適用の可否                      | 可  |
| 法定監査                           | 上場企業および政府・金融機関関連企業のみ必要   |

非上場企業のIFRS適用可否については、以下の基準で記載しています。

否：税務申告時または規制当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準で提出しなければならない場合

可：税務申告時または現地当局に提出（添付）する、財務諸表は自国の会計基準以外にIFRS基準であってもよい場合

# メキシコの会計制度

## 非上場企業のIFRS適用の可否

メキシコで事業を行う企業は、原則メキシコ会計基準（Norma de Informacion Financiera: NIF）の適用が必要です。従って、日本あるいはその他の国でメキシコ法人の財務諸表を連結する場合は、グループで採用する会計基準に合わせるための修正が必要になる場合があります。

## 現地会計基準とIFRSの主な差異

前述の通り、NIF は IFRS と同等であり、個別の基準の内容について一部を除き IFRS との差異はありません。

メキシコでは、国際的なコンバージェンスの動きを受けて、上場企業には IFRS の適用が義務化され、それ以外の企業は IFRS と同等である NIF の適用が求められます。最近の改正としては 2018 年から IFRS15（収益認識）、2019 年から IFRS16（リース）と同等の NIF が適用されています。NIF と IFRS の主な差異としては、インフレ会計において直近 3 年間の累積で 26% のインフレがあった場合に適用されることや、機能通貨会計における記帳通貨という概念、メキシコ特有の制度である労働者利益分配金（PTU）に関する取り扱いなどがあります。

NIF は次の通りです。

| No       | 概要                  | 関連する IFRSs  |
|----------|---------------------|-------------|
| NIF B-1  | 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬 | IAS 第 8 号   |
| NIF B-2  | キャッシュ・フロー計算書        | IAS 第 7 号   |
| NIF B-3  | 包括利益計算書             | IAS 第 1 号   |
| NIF B-4  | 株主持分変動計算書           | IAS 第 1 号   |
| NIF B-5  | 事業セグメント             | IFRS 第 8 号  |
| NIF B-6  | 財政状態計算書             | IAS 第 1 号   |
| NIF B-7  | 事業買収                | IFRS 第 3 号  |
| NIF B-8  | 結合連結財務諸表            | IFRS 第 10 号 |
| NIF B-9  | 期中財務報告              | IAS 第 34 号  |
| NIF B-10 | インフレ影響              | IAS 第 29 号  |
| NIF B-12 | 金融資産と金融負債の相殺        | IAS 第 32 号  |
| NIF B-13 | 後発事象                | IAS 第 10 号  |
| B-14     | 1 株当たり利益            | IAS 第 33 号  |

| No       | 概要                    | 関連する IFRSs             |
|----------|-----------------------|------------------------|
| NIF B-15 | 外国通貨の換算               | IAS 第 21 号             |
| NIF B-16 | 非営利目的の財務諸表            | —                      |
| NIF B-17 | 公正価値測定                | IFRS 第 13 号            |
| NIF C-1  | 現金及び現金同等物             | IAS 第 7 号              |
| NIF C-2  | 金融商品                  | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-3  | 売掛債権                  | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-4  | 棚卸資産                  | IAS 第 2 号              |
| NIF C-5  | 前払費用                  | —                      |
| NIF C-6  | 有形固定資産                | IAS 第 16 号、IAS 第 37 号  |
| NIF C-7  | 関連会社及び共同支配会社に対する投資    | IAS 第 28 号             |
| NIF C-8  | 無形資産                  | IAS 第 38 号             |
| NIF C-9  | 引当金、偶発事象及びコミットメント     | IAS 第 37 号             |
| NIF C-10 | デリバティブ及びヘッジ活動         | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-11 | 株主資本                  | IAS 第 1 号、IAS 第 32 号   |
| NIF C-12 | 負債と資本の特性を持つ金融商品       | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-13 | 関連当事者                 | IAS 第 24 号             |
| NIF C-14 | 金融資産の譲渡及び認識の中止        | IFRS 第 9 号             |
| C-15     | 長期性資産の減損及び処分          | IAS 第 36 号、IFRS 第 5 号  |
| NIF C-16 | 金銭債権の減損               | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-18 | 有形固定資産の除却に関連する債務      | IAS 第 37 号、IFRIC 第 1 号 |
| NIF C-19 | 金銭債務                  | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-20 | 元本及び利息を回収する金銭債権       | IFRS 第 9 号             |
| NIF C-21 | 共同支配の取り決め             | IFRS 第 11 号            |
| NIF D-1  | 顧客との契約から生じる収益         | IFRS 第 15 号            |
| NIF D-2  | 顧客との契約から生じるコスト        | IFRS 第 15 号            |
| NIF D-3  | 従業員給付                 | IAS 第 19 号             |
| NIF D-4  | 法人所得税                 | IAS 第 12 号             |
| NIF D-5  | リース                   | IFRS 第 16 号            |
| NIF D-6  | 借入費用の資本化              | IAS 第 23 号             |
| NIF D-8  | 株式に基づく報酬              | IFRS 第 2 号             |
| E-1      | 農業                    | IAS 第 41 号             |
| NIF E-2  | 目的のため非営利事業体による寄付または融資 | —                      |

## 決算期の変更

メキシコでは、設立・清算の場合を除き、会社法により 12 月 31 日が法定決算日とされており、決算期の変更は認められておりません。

また、税務上の課税期間については会計年度がそのまま適用されますので、会計期間と課税期間は一致します。

## 会社法で作成が求められる財務諸表

企業は以下の財務諸表を作成する必要があります。

- ▶ 財政状態計算書（貸借対照表）
- ▶ 包括利益計算書（損益計算書）
- ▶ キャッシュ・フロー計算書
- ▶ 株主持分変動計算書
- ▶ 財務諸表の注記

## 提出する財務諸表

メキシコでは、上場企業および政府・金融機関関連企業を除き外部会計監査人の設置義務は無く、政府・金融機関関連企業を除く非上場企業には、税務当局による税務調査で求められる場合や融資を受ける際に金融機関から求められる場合などを除き、監査済財務諸表提出の義務はありません。

一方で、税務当局に対しては、一定の条件を満たす企業は税務当局の指定する形式で財務情報を提出する必要がありますが、この場合、提出する情報は必ずしも財務諸表と全く同じ情報とは限らない点に留意する必要があります。

なお、メキシコには税務監査という固有の制度が存在しており、次の要件（基準額は毎年更新される）のいずれかを満たす企業は外部会計監査人の税務監査を「義務」としてではなく、「任意」で受けることができます。

- ▶ 売上：約 1 億メキシコペソ超
- ▶ 総資産：約 86 百万メキシコペソ超
- ▶ 従業員数：300 名以上

税務監査を受ける場合、各企業で作成・提出する情報に代えて、公認会計士の作成する税務監査の結果を税務当局に提出することができます。この場合も提出形式は税務当局に指定されており、財務諸表一式に記載される内容より詳細な情報を要求されることがありますので留意が必要です。

## 保存期間

作成した会計帳簿および関連する補助資料は、税務調査に備えて少なくとも税務申告後 5 年間は保管する必要があります。仮に修正申告を行った場合には、修正申告を行った翌日から 5 年が起算されますので、保存期間が 5 年を超える場合もあることに注意が必要です。なお、清算時などの特別な場合には個別に 10 年間の保存を要求される場合もあります。

## 機能通貨について

NIF に基づき、機能通貨を検討する必要があります。メキシコの企業は米ドル建ての取引が多く、米ドルを機能通貨と考えている企業も多く存在しています。

ただし、税務上要求される事項はメキシコペソ（MXN）建てで計算・作成・報告する必要があることなどに配慮して、NIF には記帳通貨という概念が定義されており、機能通貨とは別に記帳通貨を定めることが可能です。そのため、機能通貨が米ドルであったとしても、会計帳簿への記帳通貨はメキシコペソ建てで行われることが一般的です。

## 法定監査

メキシコでは、上場企業および政府・金融機関関連企業のみ法定監査を要求されていますが、それ以外の非上場企業は会計監査が義務付けられておりません。

ただし、前述のように、次の要件（基準額は毎年更新される）のいずれかを満たす企業は外部会計監査人の税務監査を任意で受けることができます。

- ▶ 売上：約 1 億メキシコペソ超
- ▶ 総資産：約 86 百万メキシコペソ超
- ▶ 従業員数：300 名以上



## 会計、監査上の留意点

NIF は IFRS とほぼ同等であり、個別の基準の内容について一部を除き IFRS との差異はありません。

最近の改正としては 2018 年から IFRS15 (収益認識)、2019 年から IFRS16 (リース) と同等の NIF が適用されています。すなわち、カーブアウトされている IFRS がないことから、非上場企業であっても、pure IFRS を適用している企業と同じタイミングで新基準を適用する必要があります。さらに、メキシコの法定決算が 12 月 31 日となっていることから、仮に日本の親会社の決算が 3 月末となっている場合には、親会社よりも早く IFRS の新基準を適用しなければならないことになり、新基準対応に対する負担は大きいものになります。

NIF と IFRS の主な差異としては、インフレ会計、機能通貨会計、メキシコ特有の制度である労働者利益分配金 (PTU) に関する取り扱いなどがあります。

特に、機能通貨会計については、米ドルを機能通貨とする企業が多く見られる上、機能通貨が記帳通貨 (現地通貨であるメキシコペソであることが一般的) と異なるという特殊な状況であり、注意が必要です。PTU に関する取り扱いについても、税効果会計と同様の考え方をういて会計処理する必要があるため、煩雑な会計処理となっている点に注意が必要です。

メキシコでは多くの非上場企業で会計監査が義務付けられていませんが、日系企業においては連結グループのポリシーに従い、任意監査で会計監査を受けているケースが多いです。しかしながら、メキシコ人の母国語はスペイン語であり、監査を担当する公認会計士や、実務を担当する経理スタッフが英語に堪能ではない場合も多く、現地の経営者と十分なコミュニケーションが取れないまま会計監査が進み、監査の最終段階でいろいろな問題が表面化することが多く見受けられます。こういった問題を未然に防ぐため、企業内の適切な人材配置と、監査人との積極的なコミュニケーションを取ることが望ましいという点に注意が必要です。



# メキシコの 税制

# メキシコの法人税

## 概要

|                |        |                    |                       |
|----------------|--------|--------------------|-----------------------|
| 企業所得税率 (%)     |        | 30 <sup>(a)</sup>  |                       |
| キャピタルゲイン税率 (%) |        | 30 <sup>(b)</sup>  |                       |
| 支店利益税率 (%)     |        | 30                 |                       |
| 源泉徴収税率 (%)     | 配当金    | 10 <sup>(c)</sup>  |                       |
|                | 利息     | 流通証券に対して支払われるもの    | 10 <sup>(d) (e)</sup> |
|                |        | 銀行に対して支払われるもの      | 10 <sup>(d) (f)</sup> |
|                |        | 再保険会社に対して支払われるもの   | 15 <sup>(d)</sup>     |
|                |        | 機械の供給業者に対して支払われるもの | 21 <sup>(e)</sup>     |
|                |        | その他に対して支払われるもの     | 35 <sup>(d)</sup>     |
|                | ロイヤルティ | 特許および商標からのもの       | 35 <sup>(d)</sup>     |
|                |        | ノウハウおよび技術支援からのもの   | 25 <sup>(d)</sup>     |
|                |        | 鉄道車両からのもの          | 5 <sup>(d)</sup>      |
|                | 支店送金税  | 10 <sup>(c)</sup>  |                       |
| 欠損金 (年)        | 繰り戻し   | 0                  |                       |
|                | 繰り越し   | 10                 |                       |

(a) 法人所得税の30%とは別に、労働者利益分配金として10%が課される

(b) 外国人居住者に対する資本税の税率は25%または35%である

(c) 2013年より後に生み出された利益から支払われる配当金に適用される

(d) 非居住者に適用される最終税。タックスヘイブンへの支払いは、一般的に40%の源泉税の対象

(e) 一定の要件を満たす場合、4.9%に軽減される

(f) 条約締結国に所在する銀行に対しては、4.9%の軽減税率が毎年度認められる

# メキシコの付加価値税(VAT)

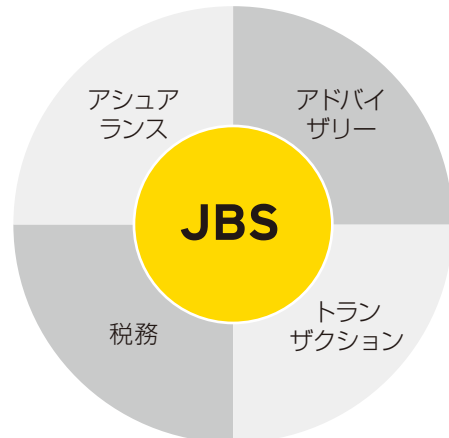
## 概要

|                           |   |          |
|---------------------------|---|----------|
| 税金の名称                     | 付加価値税（VAT）  |          |
| 現地語の名称                    | Impuesto al Valor Agregado（IVA）   |          |
| 導入日                       | 1980年1月1日   |          |
| 貿易圏への加盟                   | -   |          |
| 所管                        | 財務省（Ministry of Finance and Public Credit）<br>メキシコ国税庁（Servicio de Administración Tributaria：SAT）<br>( <a href="http://www.sat.gob.mx">http://www.sat.gob.mx</a> ) |          |
| VAT 税率                    | 標準  | 16%      |
|                           | その他   | 0%および非課税 |
| VAT 番号の形式                 | 該当なし  |          |
| VAT 申告書の期間                | 月次  |          |
| 基準値                       | 登録  | なし       |
| 国内で設立されていない事業者による VAT の控除 | なし  |          |

# EY Japan における海外進出支援体制 ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) の概要

ジャパン・ビジネス・サービス (JBS) は日本企業の海外事業展開をサポートする  
アシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーの4サービスラインをまたがるEYのグローバルネットワークです。

- ▶ 世界の 70 を超える主要都市に約 500 名の日本語対応可能なプロフェッショナル(うち駐在員約 100 名)を配し、アシュアランス、税務、アドバイザリーなどの業務を通じて、均一で高品質なサービス体制を整備しています
- ▶ JBS はグローバルネットワークを統括する本部機能を EY Japan 内に設けています。EY Japan 主導により、海外各地の日本企業担当プロフェッショナルと密接な連携を図りながら、強固な一体組織として、グローバルで最適なサービスを提供しています



## Contact us

EY 新日本有限責任監査法人  
監査統括本部 海外デスク  
Jbs\_mailbox@jp.ey.com

MANCERA S.C. (EY Mexico)  
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)  
小金澤 淳一  
Junichi.Koganezawa@mx.ey.com

MANCERA S.C. (EY Mexico)  
ジャパン・ビジネス・サービス (JBS)  
林 憲太郎  
Kentaro.Hayashi1@mx.ey.com

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくは[www.ejapan.jp](https://www.ejapan.jp) をご覧ください。

© 2020 EY Japan. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。法人名および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。